

『御城内惣間数』

和田 嘉 宥

『御城内惣間数』は昭和三二年（一九四七）に松平家より国文学研究資料館に寄贈された「雲州松平家文書」百余点の一つで、大きさは凡そA5判、紙数は三三枚、右綴にした和本である。表紙に『御城内惣間数』と史料名が明記されており、奥書に「右者明和三丙戌卯月初旬写之者也 御破損方」とあるところから、明和三年（一七六六）に御破損方によって書かれたものであることがわかる。なお、御破損方に関する事項が『御作事所役人帳』で初めて記されるのは、延享三寅（一七四六）の「十二月十二日 御奉行被仰付御破損方兼 竹内佐助」であるが、この頃、御破損方は御作事所の中に城郭施設等に関与する職掌として設けられた部局と見られる。

本書は、御天守、本丸、腰曲輪、二之御丸、中廊、外廊などの城郭施設について記されている。石垣については、高さ、法面長さ、根足巾が記され、櫓等の建物については、桁行、梁間が記され、二階建ての建物については「二階建て」と付記されている。塀については、瓦塀か板塀かが記され、また、塀の長さが記されている。狭間数については、廊（曲輪）ごとに弓狭間と鉄砲狭間の数が記されている。

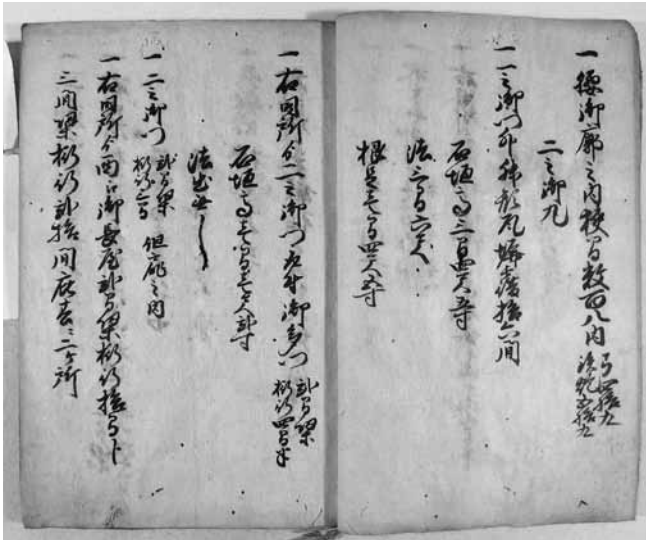
本書の記載内容をよく検分してみると、『（竹内右兵衛書つけ）』の「城郭之部」に記されている城郭施設等と対応しているが、本書には「後廊」に新たに設けられたと思われる「上御殿」（元禄七年建築）に関する記録をはじめ後曲輪に関する記述が見られ、三之丸を含めた、城郭全体の規模についても記されており、松江城に関する記載内容は『（竹内右兵衛書つけ）』より広

範囲にかつより詳しくなっている。二つの史料を比較検討することにより松江城本丸、二之丸を中心とする城郭施設の推移の一端を知ることができるが、『（竹内右兵衛書つけ）』は前稿（『松江城研究1』）で既に翻刻している。

本文の下段に（本1）、（中1）、（後1）などの記号を添えているが、これらは『解題』の後に添付している『松江城縄張図』（松江歴史館所蔵）をベースに作成した「松江城城郭図」に付している施設番号と対応している。本史料に記載されている石垣及び諸施設は、『松江城縄張図』に表わされている石垣や城郭施設とも対応しているからである。併せて見ていただきたい。翻刻にあたっては次の凡例にしたがった。

- 一、底本の体裁にできる限り忠実であることをとめたが、印刷の都合上、改行したり、文字の位置と大小など多少違っている場合がある。
- 二、漢字は新字体を用いた。ㄅ（ヨリ）ㄆ（シテ）など変体仮名や慣用的合字などは現代仮名に改めた。
- 三、原文で解読できない文字は□とし、不確かな文字には傍らに（カ）を付した。
- 四、脱字があると思われるヶ所には脱字を（ ）内に追記した。
- 五、貼紙部分は四角の囲で表現した。

なお、本翻刻であるが、原書の解読及び翻刻の編集作業にあたっては松江城部会長山根正明氏はじめ、松江市教育委員会文化財課、史料編纂室の諸氏にご指導、ご鞭撻をいただいた。ここに記して謝辞としたい。



二之御丸



表紙



外廊



御天守 1



奥書



御天守 2

(表紙)

御城内惣間数

御天守柱数三百九拾四本

内

御玄関 柱数 廿本 太サ 尺

下段 柱数 六十六本 太サ 尺 式寸五分

老重目 八拾七本 同

二重目 八拾七本 同

三重め 八拾本 同 七十九本

四重め 四拾壹本 同

五重め 三拾三本 大サ 尺

(ひカ) 御天守ふな形二十五分一

中口

一 御天守高九丈四尺式寸 但 間ニシテ拾四間三尺式寸 六尺五寸

内

一重目 東西拾式間 南北拾間 但 高老丈老尺三寸 式百四拾疊敷

二重目 四方右同断 但 高老丈老尺五寸 疊敷右同断

(本1)

三重目 東西拾間 南北八間 但 高老丈老尺六寸 百六拾疊敷

四重目 東西八間 南北六間 但 高老丈五尺三寸 九拾六疊敷

中段 東西老間半 南北式間 但 高サ 四重めより七尺式寸 中段より上迄七尺七寸 但板上ハより上ハ迄 六疊敷

五重目 東西五間 南北四間 但 高老丈五寸 四拾疊敷

鯨高サ 六尺八寸 石垣高 式丈老尺五寸 但間ニシテ三間式尺

法 式丈式尺式寸 但間ニシテ三間式尺七寸

根足 五尺七寸

階子 六ツ

狭間 九拾四 内 弓拾四 鉄炮八拾ツ

窓 四拾五

一 同断御玄関 東西五間 南北五間半 但 石垣高老丈老尺三寸 (本2)

一 御祈禱櫓 三間梁 桁行六間 但 辰巳ノ方二階作り (本3)

石垣高 六間老尺 法 六間三尺八寸 根足 三間五寸

一 右同所より御武具櫓迄 (本4)

御多門 式間梁（桁行）拾三（間）ト三間梁（桁行）拾間
御多門ト御多門 式間梁桁行四尺違

一 御武具櫓 五間梁
桁行八間

但 巳午ノ方二階作り

（本5）

梁行石落共三丈三尺五寸 六尺五寸間ニシテ
五間老尺五寸
桁行腰屋根共五丈八寸八歩 六尺五寸間
にして七間半式尺老寸三歩
弘化三年閏五月廿日改

石垣高 五間老尺式寸

法 五間三尺式寸

根足 式間式尺四寸

一 右同所ヨリ一ノ御門御多門迄 三間梁
桁行拾四間半

（本6）

石垣高 老間四尺八寸

法 老間五尺三寸

根足 三尺五寸

一 一ノ御門 三間梁
桁行四間 但 扉之内老間六尺御弓櫓江取付

（本7）

一 御弓櫓 三間梁
桁行五間 但 午未ノ方二階作り

（本8）

石垣高 式間三尺式寸

法 式間三尺七寸五歩

根足 四尺四寸

一 右同所ヨリ西之御櫓迄御多門 式間梁
桁行拾式間

（本9）

石垣高サ 四間

法 四間半

根足 式間老尺四寸

一 西之御櫓 三間梁
桁行五間 但 未ノ方二階作り

（本10）

石垣高 四間五尺九寸

法 五間四尺

根足 式間式尺八寸

一 右同所ヨリ御鉄炮櫓迄御多門 三間梁
桁行拾六間半

（本11）

一 御鉄炮櫓 四間梁
桁行五間 但 申ノ方二階作り

（本12）

西ノ面唐破風

石垣高 三間式尺六寸

法 三間三尺八寸

根足 老間五寸

一 右同所ヨリ乾御櫓迄御多門 式間半梁
桁行拾老間半

（本13）

喰違 式間半梁 桁行三間五尺ト同梁行拾間

喰違 三間梁桁行拾九間 式間梁桁行四間半 三間ニ老間ノ廊下

石垣高 式間六尺

法 三間七寸

根足 老間五寸

一 乾御櫓 三間梁 桁行四間五尺 但 戌亥ノ方二階作り

(本 14)

腰曲輪

一 乾御櫓下埋門ヨリ水ノ手御門迄瓦塀覆

(腰 1)

石垣高 三間四尺五寸
法 四間貳尺五寸

一 折廻シ五拾四間半

根足 壱間五尺三寸

石垣高サ 貳間五尺

一 右同所ヨリ北之御門迄取付御多門 貳間梁

(本 15)

桁行貳間壱尺 三間梁桁行貳拾六間御門共ニ

法 三間壱尺七寸 西

但 扉之内壱間五尺

根足 壱間五尺

一 右同所ヨリ御祈禱櫓迄瓦塀覆四拾六間半

(本 16)

但三枚繼ニシテ

根足 壱間五寸

石垣高サ 四間

一 水之手御門 壱間五寸梁 桁行壱間四尺

(腰 2)

法 四間貳尺五寸

根足 壱間五尺三寸

一 右同所ヨリ御祈禱櫓下迄瓦塀覆 六拾五間半

(腰 3)

一 御鉄炮方会所 五間梁 桁行九間 目板瓦屋根

(本 17)

石垣高 六間壱尺貳寸
法 六間三尺貳寸

根足 貳間四尺四寸

同所出会所貳間梁桁行四間半 同所ヨリ御多門
取付瓦塀覆ニヶ所四間内路次壱ツ

一 御本丸之内御多門ヨリ御多門迄

(本 18)

一 腰御廊之内狭間數百八 内 弓四拾九
鉄炮五拾九

(腰 4)

間數貳拾八間西東

南北七拾三間

二之御丸

一 狭間數 三百五ツ 内 弓 四拾六
鉄炮貳百五拾九

(本 19)

一 一之御門外升形瓦塀覆 拾
石垣高 三間四尺五寸

法 三間六尺

根足 壱間四尺五寸

(二 1)

一	右同所ヨリ二之御門取付御多門	式間梁 桁行四間半	(二二)	一	塀重御門扉之内九尺 (槌力)	同所喰違□塀覆 五間	(二二)
	石垣高 壱間壱尺式寸			一	中櫓 三間梁 桁行六間		(二二)
一	法出 無し			一	石垣 右同斷		(二二)
	二之御門 式間梁 桁行三間 但 扉之内		(二三)	一	右同所ヨリ南櫓迄瓦塀覆 式拾間半		(二三)
一	右同所ヨリ西江御長屋 式間梁桁行拾間ト		(二四)	一	南櫓 四間梁 桁行五間 但 二階作り		(二四)
一	三間梁桁行式拾間庇共三二ヶ所				石垣高 六間式尺		
一	三ノ御門 式間梁桁行式間壱尺		(二五)		法 七間半		
一	右同所取付定番所御多門折廻シ	三間梁 桁行拾壱間	(二六)		根足 三間五尺三寸		
一	石垣高 壱尺八寸	北		一	右同所透シ塀覆迄板塀覆 拾四間半 内路次壱ツ		(二五)
	同 高 式間壱尺	東		一	右同所ヨリ御廊下江取付瓦塀覆 五間		(二六)
	根足 三尺式寸			一	登リ御廊下 七尺梁式拾間半		(二七)
	右同所ヨリ太鼓櫓迄取付瓦塀覆 拾間カ		(二七)	一	右同所折廻シ板塀覆 式拾間半		(二八)
一	同所内板塀覆 九間五尺				石垣高 四間		
	太鼓櫓 三間梁 桁行六間		(二八)		法 四間式尺 東		
	石垣高 六間式尺五寸				根足 壱間四尺五寸		
	法 六間六尺				石垣高 壱間五尺五寸		
一	根足 式間四尺八寸				法 壱間六尺 西		
	右同所ヨリ中櫓迄瓦塀覆 式拾三間		(二九)	一	根足 三尺		
	石垣 右同斷			一	御廊下橋 壱間壱尺ニ六間五尺		(二九)
	塀重御門取付板塀覆 六間 但□棧屋根 (猿力)		(三〇)	一	右同所ヨリ御廊下江取付溜庭 四間式尺ニ六間半		(三〇)
一				一	同所ヨリ取付板塀覆 拾七間		(三一)

一	右同所ヨリ御土蔵取付板塀覆 三拾七間半 内路次ニツカ	(二二)	一	右同所ヨリ御月見御殿取付板塀覆 九間	(二三四)
	石垣高 壱間半 南西			但 内路次壱ツ	
一	御土蔵ヨリ御長屋迄屏風板塀覆 七拾七間	(二三)	一	御土蔵ヨリ上台所迄板塀覆 拾四間半	(二三五)
	折六ツ内西之御門ヨリ南江石垣 貳拾九間			但 内路次壱ツ	
	石垣 貳間貳尺五寸		一	上台所 五間梁 桁行七間	(二三六)
	根足 四尺			但 此分寛延三年 御議定ニ而崩ス	
一	西之御門 貳間ニ壱間半	(二二四)	一	右同所ヨリ苅部屋廊下 壱間ニ貳間	(二二三七)
	内側板塀覆 九間四尺四寸		一	苅部屋 三間梁 桁行四間半	(二二三八)
	石垣高 貳間半		一	右同所ヨリ御書院取付廊下 壱間半 貳間	(二二三九)
一	右同所外門板塀覆 折廻 三拾間	(二二五)	一	右同所ヨリ御作事所会所取付板塀覆折廻シ 拾貳間	(二二四〇)
	(カ)			但 内路次貳ツ	
一	御玄關 三間梁 桁行拾壱間	(二二六)			
一	御広間 七間半梁 桁行拾貳間半	(二二七)	一	右同所ヨリ御広間境板塀覆 三間	(二二四一)
一	右同所ヨリ御書院取付廊下 壱間半 四間半	(二二八)	一	御作事所 五間梁 桁行九間半	(二二四二)
一	御書院 六間梁 桁行拾壱間	(二二九)	一	右同所ヨリ御広間取付廊下 貳間半ニ四間	(二二四三)
	御縁側通り共ニ		一	同所井土屋形 貳間半ニ三間	(二二四四)
	石垣高 壱間貳尺			深サ	
	法出 無し 但土台下			石垣高拾間壱尺	
一	右同所ヨリ御月見御殿取付御廊下 貳間半ニ三間	(二三〇)	一	右同所ヨリ二ノ御門脇取付板塀覆 拾八間貳尺	(二二四五)
一	御月見御殿 三間半梁 桁行四間	(二三一)		外ニ	
	御縁側通り共ニ			歌舞記御門壱ツ	
一	右同所御土蔵 貳間半梁 桁行三間	(二三二)		但宝暦三年瓦屋根ニ成ル	
一	透シ板塀覆 拾四間半	(二三三)	一	右同所ヨリ苅部屋取付板塀覆 拾貳間	(二二四六)
	石垣高 壱間貳尺			外ニ	
	法出し 無し			歌舞記御門壱ツ	

但寛延五年申十一月瓦屋根ニ成ル

一 二ノ御丸間数

(二47)

根足 六尺

一 右同所ヨリきり／＼御門迄瓦塀覆 九拾老間

(中5)

東西六拾式間 但西ノ御門ヨリ太鼓櫓迄

南北七拾式間 但御弓櫓ヨリ御廊下橋入口迄

但宝曆五申二月 東側不殘建直し
南北路ニ成ル

一 狭間数 百四拾七 内 弓六拾式
鉄炮八拾五

(二48)

石垣高 五間老尺

法 五間三尺式寸

根足 老間老尺

中 廓

一 きり／＼御門 老間半

(中6)

一 三之御門外坂口升形迄板塀覆 式拾式間半

(中1)

内路次老ツ

石垣高 式間六尺

法出 無し

一 右同所溜池之内竹柵八間

(中7)

一 同所台石垣 御祈祷櫓下迄折廻し四拾六間四尺五寸

(中2)

石垣高 式間老尺

法 式間三尺

根足 六尺

一 升形ヨリ御祈祷櫓下迄瓦塀覆 三拾五間

(中3)

石垣高 三間老尺

法 三間三尺五寸

根足 老間老尺

一 御祈祷櫓下ヨリきり／＼口

(中4)

台石垣折廻し三拾間

石垣高 式間老尺

法 式間五尺

一 北ノ御長屋 三間梁折廻シ三拾七間

一 右同所内御長屋 三間梁七間同所井土老ツ石井側

一 右同所取付中御門 式間半

一 右同所板塀覆 式間

一 北之御長屋ヨリ御米蔵迄取付板塀覆折廻 三拾間

深サ 石垣高四間式尺

一方石垣高 式間南側

一 右同所ヨリ柵二ヶ所 拾老間

一 同所井土屋形 六尺ニ七尺

池之内 東西八間
南北拾七間半

同所御番所 式間半梁桁行五間
同所薪部屋 老間半梁桁行三間

同所南脇板塀覆三間 申二月瓦塀覆ニ成ル

内路次式ツ

一 右同所境板塀覆 五拾壹間

(中 15)

狭間数九拾六 弓四拾五
鉄炮五拾壹

一 御米蔵式ヶ所

(中 16)

南御蔵 式間半梁 桁行四拾式間半

外廊

一 大手柵御門

(外 1)

内式間半御門 但 此分宝曆五亥八月御修復
三拾九間ニ成ル西ニ而三間縮

東御蔵 式間半梁 桁行式拾七間

一 右同所会所 式間梁 桁行五間

(中 17)

同所斗家 式間梁 桁行三間

同所井戸四ツ

宝曆五年亥十一月迄立直し出来

一 御役屋敷 三間梁 桁行七間

(中 18)

一 隸

南惣門 四間梁 桁行八間 但二階作り

(外 2)

元治元子年御番人相溜候ニ付御溜所
北江出老間横老間半之付卸シ新キ出来

同所玄関 式間梁 桁行七間半

同所台所 三間梁 桁行四間半

同所所 式間梁 桁行三間

同所薪部屋 老間半梁 梁行四間

同所板塀覆 三拾式間半

内路次四ツ

一 同所笹板塀覆 式間半

(中 19)

御小人長屋 式間梁 桁行拾老間半

一 同所笹板塀覆 拾四間半

(中 20)

取付瓦塀覆 百拾八間
石垣高 三間式尺
法 三間四尺

中御廊之内

根足 壱間壱尺

一 隸
北之惣門 三間半梁 桁行七間 但二階作り (外5)

元治元子年御番人相溜申ニ付同所

御番所西江出壱間半横八尺斗リ之付卸し

新規出来

一 右同所ヨリ中御門迄取付瓦塀覆式拾四間 (外6)

石垣高 壱間半

法 壱間五尺

根足 四尺三寸

一 右同所ヨリ北之御長屋前迄瓦塀覆 五拾七間半 (外7)

石垣高 三間式尺

法 三間四尺式寸

根足 壱間壱尺

一 右同所ヨリ下御殿迄取付板塀覆 五拾五間半 (外8)

右同所井土三ツ

一 下御殿外長屋 式間半 九間半 鍵手式間四方 (外9)

石垣高 四尺五寸 但土台下

同所内御長屋二ヶ所 式間半梁 桁行五間充

同所御船付冠木御門壱ツ

一 同所惣廻生垣 式百五拾六間 (外10)

一 上御殿外御長屋式間五尺梁庇共桁行八間半 (外11)

石垣高 壱間 但土台下

同所板塀覆 式拾壱間式尺

内冠木御門壱ツ 路次壱ツ

石垣高 式間半

法 式間五尺七寸

根足 壱間

同所井土式ツ 内壱ツ井側なし

一 同所惣廻生垣 式百三拾間 (外12)

一 中原御門 壱間半 元治元子年御建直し (外13)

同所御番所 壱間半四方 但下座所共ニ

同所板塀覆 七間

同所柵内外 式拾七間 元治元子年九月 取払ニ相成

元治元子年御番人相溜候ニ付壱間半

桁行三間半ニ御建直し同所東江間中ニ壱間半

之付卸しニシテ 出火之節腰懸台桃灯置所共

出来ニ相成同所又下付卸し間中ニ壱間番廻

所とも御建直ニ相成但下座台共

同所井土式ツ 内壱ツ井側無シ

一 馬場間数 横三間半 立四拾七間 (外14)

同所台石垣 式拾八間

石垣高 三間

同所 柵 三間

一 後山入口御番所 壱間半梁 桁行三間 (外15)

御茶屋損崩取

(外16)

一 南北式百九拾六間壹尺

上ノ間 式間梁
桁行三間半

但町ニシテ四丁五拾六間壹尺

御次間 壹間半梁
桁行三間

但町ニシテ拾四丁壹間半

御台所 壹間半梁
桁行三間

同所御番所 式間梁 桁行五間 二ヶ所

同所ヨリ御廊下橋取付柵 式間

同所台石垣二ヶ所

上六拾五間

下五拾七間

同所井土三ツ

乾御櫓下ヨリ御廊下橋迄板塀覆 式百拾四間半

(外17)

竹口御門

□□キ御門

内冠木御門式ツ路次壹ツ

文久三辛年御脇井戸脇路次門御建直シ

一 三之御丸間数東西七拾三間

但町ニシテ壹丁拾三間

(三1)

同所藪之内柵八間半

二ヶ所

外廓之内

(外18)

一 右同所南北六拾八間四尺

但町ニシテ壹丁八間四尺

(三2)

狭間数式百六拾壹 内 弓 百三
鉄炮百五拾八

御廓東西百七拾七間式尺五寸

但町ニシテ式丁五拾七間式尺五寸

惣廻 三百式拾式間式尺五寸

但町ニシテ五丁式拾式間式尺五寸

瓦塀覆 六百五拾六間半

板塀覆 七百八間四尺壹寸

柵 五拾八間

東御堀幅 拾六間
西御堀幅 拾三間
南御堀幅 拾壹間半
北御堀幅 拾八間半

元治元年子年
木苗方後通り東石垣取付ヨリ後山
大披キ御門迄四百八拾間之所柵新キ
出来
同年九月
中原口柵御門並木苗方灘門共
御建直し

狭間数 七百七拾 内 弓 貳百七拾 鉄炮五百	
一 平地ヨリ御天守台迄高 拾三間半四寸五分 此丈 八丈八尺貳寸	(総 1)
一 御天守台ヨリ棟迄高 九丈四尺貳寸 此間数 拾四間三尺貳寸	(総 2)
平地ヨリ御天守棟迄 貳拾八間四寸 丈ニシテ 拾八丈貳尺四寸	(総 3)
一 御廣間前ヨリ御天守台迄 四丈六尺七寸 間ニシテ七間壹尺貳寸	(総 4)
一 平地ヨリ御廣間前迄四丈壹尺五寸 間ニシテ六間貳尺五寸	(総 5)
一 御本丸之内坪数 貳千四百三拾三坪	(総 6)
一 一之御門外升形坪数 九拾坪	(総 7)
一 水之手ヨリ腰廓迄坪数 六百九拾三坪半	(総 8)
一 御城内惣間数坪数 五万貳千五百三拾三坪壹合貳勺	(総 10)
一 きり／＼ヨリ御武具櫓下迄 千九百貳拾三坪	(総 11)
一 御祈祷櫓下台石垣之上 百貳拾六坪	(総 12)
一 柵御門之内 六百貳拾壹坪	(総 13)
一 松江御城 龜田山之城与前々より申傳候 東西百七拾七間貳尺五寸 丁ニシテ三丁程 南北貳百九拾六間壹尺 丁ニシテ五丁程	(総 14)
一 附平山城 大手方角東向	(総 15)

馬溜 東西貳拾六間
南北貳拾八間

但上虎口前 東西四拾五間
南北三拾八間
柵御門ヨリ塩見屋敷を限り
柵御門左手之内御堀壕ヨリ
御厩折廻し角を限り

一 惣御矢倉六ヶ所極 (総 16)

但 西之御櫓 此二ヶ所相除候敷
御祈祷櫓

一 御天守三重 (総 17)

一 但土台ヨリ天狗之間迄高サ拾四間三尺貳寸
一 三之御丸大手前 (総 18)

但 東西貳拾壹間 三之御丸御門ヨリ御厩を限り
南北百三間 御厩角立砂之所ヨリ蚩塚を限り

右者明和三丙戌卯月初旬写之者也

御破損方

御天守四重目并塩蔵ニ大
般若札ニ慶長十六年辛亥と有之
(十二カ?)
関原御陣ヨリ十三年目御城成就
御祈祷と見ル天明七未年迄凡
百七拾七年ニ成ル

『御城内惣間数』を通して見る松江城の城郭施設

『(竹内右兵衛書つけ)』と『御城内惣間数』の比較検討を通して

和田 嘉 宥

はじめに

前書きにも記したが、『御城内惣間数』は奥書に「右明和三年丙戌卯月初旬写之者也 御破損方」とある。このことから、明和三年（一七六六）に「御破損方」によって制作されたものではあることがわかる。「写之者也」とあり、また、本文中「二之丸」の段には「一 上御台所 五間梁 桁行七間 但 此分寛延三年 御議定ニテ崩ス」とあるところから、本史料には原本となるものがあつたことが確認できる。原本は、元禄九年（一六九六）に新たに営まれた「上御殿」に関する記述が一部あること、そして、寛延三年（一七五〇）の記述があるところから、一八世紀前半頃（一六九六年から一七五〇年の間）に作成されていると推測できる。

本書には、前書きにも記したように、天守、本丸、腰曲輪、二之御丸、中廊、外廊などにある各城郭施設の規模が記されており、これによって当時の本丸及び二之丸とその周辺における城郭施設の全容を把握することができる。同種のものとしては、『(竹内右兵衛書つけ)』がある。『(竹内右兵衛書つけ)』の「城郭の部」には天守、本丸、二之丸、二之丸下ノ段に分け各城郭施設の規模及び概要が記されている。

二つの史料は制作年代が異なるので、二つの史料を比較検討することによって、松江城の本丸、二之丸及びその周辺の城郭施設の推移も推察できる。

『(竹内右兵衛書つけ)』は前稿で翻刻し、解題を添えたが、『(竹内右兵衛書つけ)』に、「城郭の部」が記述された年代を今一度確認しておきたい。『(竹内右兵衛書つけ)』の「二ノ丸ノ下ノ段」には「源蔵居所」とある。

この「源蔵」は松下源蔵であることがはっきりしてきた^{〔注〕}が、「松江藩列士録」により、この松下源蔵は寛文十一年（一六七二）から元禄七年（一六九四）の間、天守鍵預を勤めていたことがわかる。『(竹内右兵衛書つけ)』には、同じ「二ノ丸ノ下ノ段」に「荻田屋舗」についても記してあるが、この「荻田屋敷」ができたのは延宝七年（一六七九）である。これらのことから、『(竹内右兵衛書つけ)』に「城郭之部」が記されたのは一七世紀後半（一六七九年～一六九四年）であることがおおよそ確認できる。

これに対して本書の原本がまとめられたのは、前述したように、一八世紀前半（一六九七年から一七五三年の間）と推測できる。

本稿では二つの史料によって、一七世紀後半と一八世紀前半における松江城城郭施設の変動傾向を確認し、この期間の松江城の城郭施設の推移について考察を加えてみたい。

一．『御城内惣間数』の記載内容

本書は、松江城の各曲輪（廓）ごとに城郭施設の規模が記されている。

天守については、平面的な大きさ（縦横の長さ）だけでなく、高さも記されている。

冒頭には「御天守高九丈四尺式寸 間（一間＝六尺五寸）ニシテ壱拾四間三尺二寸」（28・543m）とあり、後段には「平地ヨリ御天守台迄高拾三間四寸五分」（25・740m）、「平地ヨリ御天守棟迄 式拾八間四寸」（47・389m）とある。

城郭施設は、「祈禱櫓」をはじめ要所に建つ櫓、それらをつなぐ多門（太門、渡り櫓）、堀、門などについて長さ、規模が記されており、当時の城郭図と照合すれば、これら城郭施設は、所在位置と大きさを具体的に知ることができる。本翻刻では、前書きでも記したように、各施設の記述の下に（本1）等の記号を付しているが、これは、添付している「松江城城郭図」に付した記号（番号）と合致する。つまり、松江城城郭図と照合すれば、各施設の所在がわかるようになっていく。

なお、各廓（曲輪）では最後に狭間（弓狭間、鉄砲狭間）数がまとめて記されている。一八世紀になっても、狭間は城郭における重要な設備であったと推察される。本丸の狭間数が最も多いが、本丸が防禦の最後の、そして最大の拠点として位置付けられ、経営されたことが推察できる。

ところで、本書には、前述した「上御台所」（二36）の「此分寛延三年御議定ニテ崩ス」の他に、二ノ御門取付板塀覆（二45）では「外ニ歌舞記御門壱ツ 但宝暦三年屋根ニ成ル」、坊部屋取付板塀覆（二46）では「外ニ歌舞記御門壱ツ 但寛延五年申十一月瓦屋根ニ成ル」、祈禱櫓下ヨリきりく御門迄塀覆（中5）では、「但宝暦五年申二月 東側不残建直し 南北道路ニ成ル」、御米蔵（中16）の南御蔵では、「此分宝暦五亥八月御修復 三拾九間ニ成ル西ニテ三間縮」、御役屋敷（中18）では「宝暦五年亥十一月迄

立直し出来」、大手柵門（外1）内の「井戸式ツ内壱ツ井土屋形有」では「明和二年酉年御修復之節井筒斗ニ相成屋形相止ム」等、施設の修復に関する記録が添えてあるが、これによって一八世紀には、とどころ城郭施設の修復等が行われていたことが確認できる。また、その修復等が、明和三年（一七六六）までは宝暦五年（一七五五）頃に集中していることがわかる。

城郭施設の修復等に関する検討は稿を改めるが、寛保三年（一七四三）頃に天守の修復が終っていると考えて、天守以外の城郭施設の修復がその後始まり、特に宝暦五年に集中することになったと推察される。

なお、明和三年以後の修復及び改変については、該当箇所に貼紙が付され、具体的な内容が記されている。

武具櫓（本5）には「梁行石落共三丈三尺五寸 桁行腰屋根共五丈八寸八分 弘化三年午閏五月廿日改」、南惣門（外2）には「元治元子年番人相溜候ニ付御溜所（中略）付卸シ新キ出来」、北之惣門（外5）には「元治元子年 御番所 付卸シ新規出来」、中原御門（外13）には「元治元子年御建直し」、「乾御櫓下ヨリ御廊下橋下迄板塀覆」（外17）のところには「文久三年御脇井土脇路次門建直し」とある。

これらの貼紙と記述から、明和三年以降の修復（建直し等）が、本丸、二之丸及びその周辺では弘化三年（一八四六）まではほとんどみられず、元治元年（一八六四）に集中していることがわかるが、これらの貼紙によって、本書が三之丸を除く松江城の城郭施設の基本台帳であり、幕末に至るまで使用されていたことが確認できる。

また、これらの付記や貼紙を見る限り、城郭施設の修復は小規模なものに留まっていたこともわかる。天守等の改築や三之丸の諸施設の建築等については何一つ記されていない。本丸、二之丸及びその周辺の城郭施設の修復は

比較的小規模なものであったと推察できると共に、御破損方の任務の一つがこれら城郭施設の小規模な修復であったとも考えられる。

二・本丸・二之丸・二之丸下ノ段における城郭施設

『(竹内右兵衛書つけ)』①の「城郭之部」の各記述内容と、本書②の各城郭施設の各記述内容を一つ一つ対置してみると、

①の「同所東之出シ矢倉三間ニ六間」は、②では「御祈禱櫓 三間梁 桁行六間」

①の「右之矢倉ヨリ南へ之太門式間ニ拾三間」、「同太門ヨリ南へ之太門三間ニ拾壹間」は、②では「右同所より御武具櫓迄 御多門 式間梁(桁行)拾三(間) ト三間梁(桁行) 拾間(以下略)」

①の「同所辰巳ノ角矢倉五間ニ八間也」は、②では「御武具櫓 五間梁 桁行八間」

など、書方に少しの違いはあるものの、それぞれ対応しており、大半の施設規模が基本的に同じあることが確認できる。しかし、記述内容が相違する施設も少なくない。これら相違する城郭施設を抜出してみる。

本丸

①天守穴蔵ノ内□斯シ 五間半四方	②天守御玄関 東西五間 南北五間半
①(本丸) 御門 三間ニ五間也	②一ノ御門 三間梁 桁行四間
①乾ノ角箭矢倉 三間梁ニ五間	②乾御櫓 三間梁 桁行四間五尺
①御台所 七間梁ニ九間	②鉄砲方会所 五間梁 桁行十二間半

二ノ丸

①御広間 八間半梁 十二間半	②御広間 七間半梁 桁行十二間半
①御書院 八間梁 十二間	②御書院 六間梁 桁行十二間
①御風呂屋 二間梁ニ五間	②記載なし
①月見矢倉 二間半梁ニ東西三間	②御月見御殿 三間半梁 桁行四間
①御広式 四間梁(桁行) 六間	②苅部屋 三間梁 桁行四間

①下台所 五間ニ九間半(中略)但し御作事小やに成て有

①廊下 四間半梁ニ三間	②御作事所 五間梁 桁行九間半
②御廊下 二間半ニ四間	

二ノ丸下ノ段(外廓)

①荻田表長屋 三間梁東(西)ハ二十二間南北同	②北ノ長屋 三間梁 折廻し三十七間
①御米蔵 式間半梁東西四十二間	②南御蔵 二間半 桁行四十二間
	内式間半御門

①会所 三間ニ三間半	②会所 二間梁 桁行五間
①源蔵居所 二間半梁 十二間	②御役屋敷 三間梁 桁行七間
①御小人小や 二間はり八間	②御小人長屋 二間半梁 桁行十一間半
①大手之御門 三間半梁ニ八間	②南惣門 四間梁 桁行八間
①東之樓門 三間はり七間	②北之惣門 三間梁 桁行七間

などである。

以上から、その相違内容を本丸、二之丸、二之丸下ノ段（外廓）ごとにとめてみよう。

本丸では、「御台所」が「鉄砲方会所」（本17）となり、施設名称が変わり、規模もひと回り大きくなっている。

二之丸では、「御広間」（二27）と「御書院」（二29）は、共に梁間が一間ないし半間減少している。「御風呂屋」に関する記載はなくなっている。「月見矢倉」は「月見御殿」（二31）と名称が代り、桁行・梁間共に一間ずつ長くなっている。「御書院」に接続する「広式」はなくなり、変わって「劔部屋」（二38）が設けられている。「下台所」は「御作事所」（二42）と施設名称が替わり、その用途が変わってきたことがわかるが、桁行・梁間は同じであり、建物規模は変わっていない。

外廓の内、二之丸下ノ段では、荻田長屋（中10）は梁間が同一であるが、桁行の表記は異なっている。「天守鍵預居宅」（①では「源蔵居所」、「御役屋敷」（中11）は桁行・梁間ともに異なり、建物名称も個々に記されている。

「会所」（中17）も桁行・梁間ともに異なり、ひと回り大きくなっている。「御小人小屋」（中19）は桁行が八間から一一間半と長くなっている。

「大手之御門」（「南惣門」）（外2）は、桁行は変わらないが梁間が三間から四間になり、「東之樓門」（「北ノ惣門」）（外5）も桁行に違いはないが、梁間が三間から三間半になっている。

これらの記述の相違は、表記の仕方の違いによるものもあるかもしれないが、城郭施設の一部に改修や改築がなされたことは明らかで、名称も変化したことが確認できる。時代が下がるにつれて、松江城においても本丸、二之丸、三之丸の使途に変化が生じ、城郭施設の用途も少し変わっていったと考えられる。

築城当初、本丸には城主の居住施設と見られる「家」があり、一七世紀までは台所も存在していた。一八世紀には、これが「鉄砲方会所」に変わり、本丸は、武器方等によって掌握される所になっていったと思われる。

二之丸には、「書院」や広間はまだあるが、「御風呂場」はなくなっており、「局長屋」も一部なくなっている。そして、「下台所」が「御作事所」となり、それにつながる「廊下」も「御作事小屋」（二43）に変わっているが、この部位は、御作事所が掌握するところになったとみられる。なお、「月見矢倉」は「月見御殿」と名称が変わっているが、規模も大きくなり、観月の施設としての機能が強くなったとも推測できる。

二之丸下ノ段では、「会所」並びに「御小人小屋」が拡充されているが、用途も少しずつ改変してきたことが推測できる。南御門（南惣門）、北御門（北ノ惣門）は、梁間が少し長くなっているが、改築されたかどうかは不明である。

三. 天守についての考察

天守について、両史料を見ると、

一重目	①拾間、拾式ケン	②東西拾式間	南北拾間
二重目	①拾間 拾式ケン	②四方右同断	
三重目	①八間（拾間）	②東西拾間	南北八間
四重目	①六ケン 八ケン	②東西八間	南北六間
中段	①内ノ六疊ハ二階ナリ	②東西老間半	南北式間
五重目	①四間 五間	②東西五間	南北四間

とあり、この記載内容なら平面的な変更は認められないが、柱数についてみると、

『(竹内右兵衛書つけ)』①の平面図にある柱数は、附櫓二一本、天守穴蔵(地下)五八本、一重目八七本、二重面八七本、三重目七九本、四重目五九本、五重目二九本で、柱総数は三九九本であることがわかる。

『御城内惣間数』②は表紙裏の附貼紙に柱数が記されているが、それによると、玄関二十本、下段(地下)六六本、一重目八七本、二重目八七本、三重目八〇本、四重目四一本、五重目三三本で柱惣数は三九四本と記されている。

また、現存天守は、附櫓二二本、地階六〇本、一階八七本、二階八七本、三階七九本、四階五九本、五階三三本で、総数は三九六本である。

一重目、二重目の柱数はいずれも同じであるが、附櫓(御玄関)、地階(天守穴蔵、地階)、四重目、五重目では柱数が異なっている。これら柱数の違いが何を意味するかは、今後の検討課題である。

なお、この附張紙の後段には「御天守ふな形 二十五分一」と記されているが、これは「天守ひな形(雛形) 二十五分一」と解説できる。とする

と、②に見る天守の柱数は天守模型の柱数を表わしたものかもしれない。

なお、本書の奥書の次にも附貼紙あり、これには「御天守四重目并塩蔵ニ大般若札ニ慶長十六年辛亥と有之 関原御陣ヨリ十三年目 御城成就御祈禱と見ル 天明七末年迄凡百七拾七年ニ成ル」と記されている。これは、慶長一六年に天守が完成して、城の成就を大般若で祈禱されたこと、その祈禱札が四重目と塩蔵(穴蔵、地階)に納められていることを伝えるものである。

(注2)

『御城内惣間数』は松江城城郭施設に関する記録であるが、天守については、柱を本数や、天守の完成年とそれに伴って行われた祈禱並びにその祈禱札のことを貼紙に書いて添えてある。当時の松江城天守の保守管理に対して

御破損方がなんらかの役割を担っていたことが伺える。

四. その他の城郭施設

『(竹内右兵衛書つけ)』には、「御本丸二丸下ノ段」の条の後には「新御屋敷之内」の条があるものの「南ノ表長屋三間梁ニ拾五間末申ヨリ辰巳ニ当リ棟立」とだけ記されて終わっている。これに対して、本書②には、「上御殿」、「中原御門」、「馬場」(外14)、「後山御茶屋」(外16)等についての記述がある。「上御殿」は『雲藩職制』によると、元禄六年(一六九三)に三代綱近の子幸松丸(後の四代吉透)の結婚を期に新設された御殿であるので、「上御殿」や「下御殿」がその頃に造営されたものであると推察できる。ただ、本書の「上御殿」の記述は、外長屋や板塀、門に留まっており、内部にあつたと思われる居住部分およびその関連施設については、何一つ記されていない。

これに対して、後山の「御茶屋」については「崩取」とありながら、上ノ間、御次間、御台所の大きさがそれぞれ記され、その附近に付設された御番所、井戸についても記載されている。本丸の西側の低地が後山であるが、ここに、御茶屋等があったことは、「御城内惣絵図」(注3)でも、それと見なされる建物の位置を確認することが出来る。

おわりに

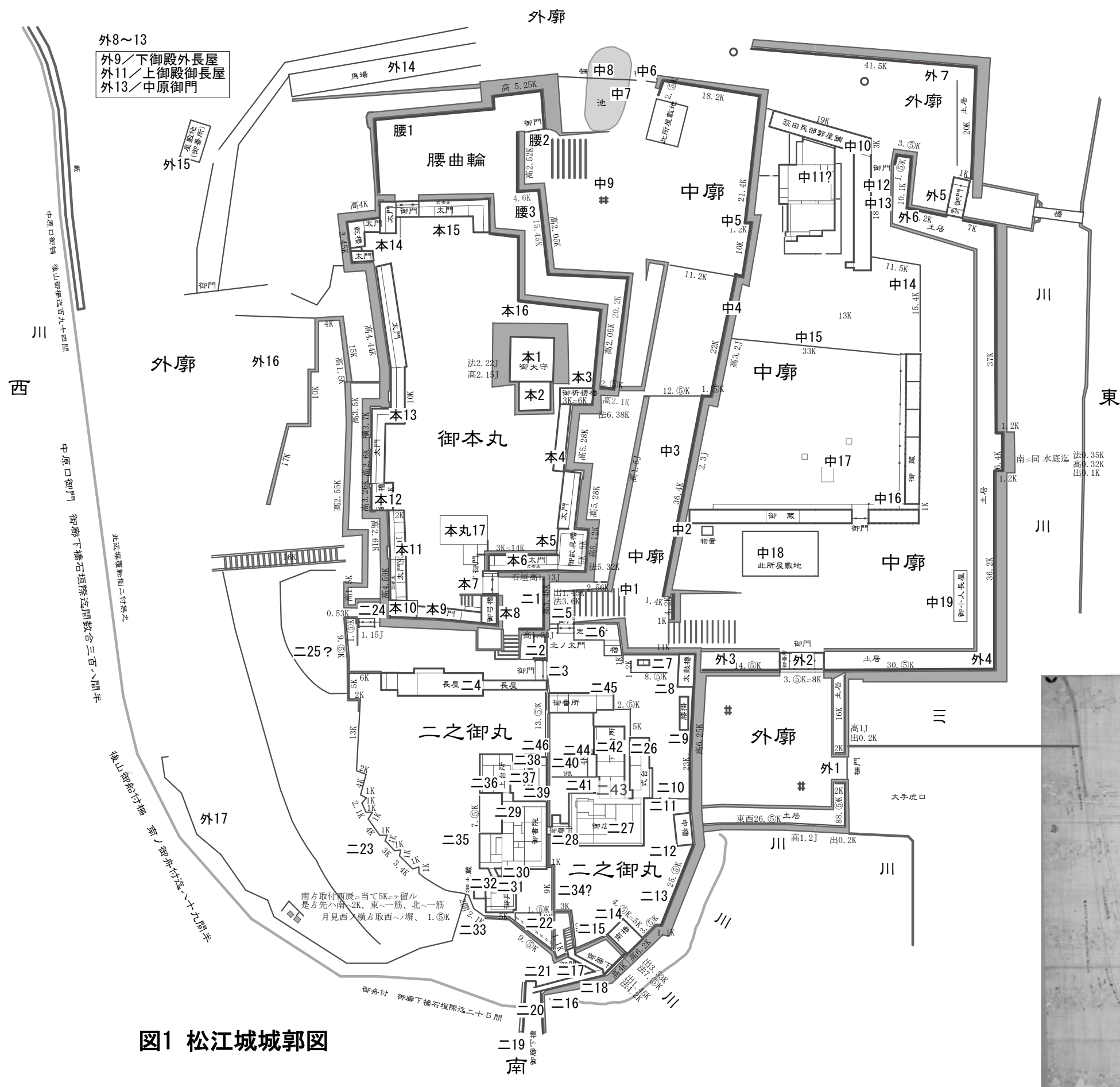
以上、『御城内惣間数』を中心に、当時の松江城城郭施設の概要とその推移等をみてきた。これによって、一八世紀前半に松江城が本丸から二之丸、そして本丸二之丸下ノ段へと城郭施設が修復・改築・建築されていく様子の一端を確認することができた。ただ、『御城内惣間数』には三之丸につい

ではその規模しか記載されていない。「上御殿」でも内部の建物についての記述はない。「上御殿」は延宝年間に嫡子の住居として造営されたが、享保一八年（一七三三）には焼失している。また、三之丸には藩主帰国の際の住居となり、書院、広間の他に、対面所、御居間、御寢所、奥御殿、長局等の建物が多数設けられていたが、三之丸に藩主の御寢所がつくられるのは元禄三年（一六九〇）で、それ以後、三之丸の諸施設が頻繁に造営され、改築されていったと思われる。その反対に、本丸・二之丸の諸施設には増改築はあまり見られない。住居や政務の舞台が三之丸に移って行くと、天守をはじめ本丸・二之丸の諸施設は松江城の象徴的な存在として維持管理されていくようになったのである。

（注1）『松江城縄張図』（松江歴史館所蔵）と類似した絵図『御本丸二之御丸三ノ丸共三枚之内』（国文学研究資料館所蔵）を見ると、大手門（南惣門）を入ったところにある間取図に「松下源蔵居所」とあり、その上に貼紙があり、「天守鍵預」とある。

（注2）「祈禱札」については、本書の「松江城創建に関する祈禱札について」（松江市教育委員会史料編纂室）に、その調査結果が詳しく掲載されている。

（注3）国文学研究資料館所蔵の「出雲国松江松平家文書」の一。本書の別稿「松江城郭施設の推移について」（拙稿）に本図をトレースした図「享保期松江城城郭図」を載せている。



注記
①本図は『松江城縄張図』を下図にして制作した図面である。
②附番は『御城内惣間数』に記載の建物・櫓・塀等である。但し、所在が明らかなでないものは付番の後に？を付した。
（例）本1～17＝御本丸
腰1～ 3＝腰曲輪
二1～46＝二之御丸
中1～19＝中廓
外1～17＝外廓
③図の寸法表記は間をK、丈をJで表わした。
（例）1. ⑤K＝1 間半
1. 23K＝1 間2 尺3 寸
1. 2J＝1 丈2 尺



図1 松江城城郭図